(平成21年10月30日、平成22年2月4日一部改正)

労使間意見交換会運営規則

(会議の運営)

第1条 労使間意見交換会(以下「会議」という。)の議事の手続その他会 議の運営に関しては、この運営規則の規定するところによる。

(議事要旨等)

- 第2条 大臣官房秘書課長は、会議の終了後、速やかに、当該会議の議事要 旨を作成し、これを公表する。
- 2 前項の規定により審議の内容を公表する際は、会議において配布された 資料も併せて公表する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、議事の内容及び資料が、国の機関等の内部 又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報に関するものであっ て、公表することによって率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が 不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は 特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがある場合そ の他「農林水産省における情報セキュリティの確保に関する規則」(平成 15年農林水産省訓令第11号)第35条の規定に基づき要機密情報(機 密性2情報又は機密性3情報)に格付けされる情報である場合は、大臣官 房秘書課長が会議の決定を経て当該議事又は資料の全部又は一部を非公表 とすることができる。

(公表方法)

第3条 前条第1項及び第2項に規定する議事要旨及び資料の公表は、農林 水産省のホームページに掲載することによって行う。

(雑則)

第4条 この規則に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、大臣官房 秘書課長が定める。